

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

秩父市

2 構造改革特別区域の名称

秩父市臨時職員の任用期間の延長による保育の充実特区

3 構造改革特別区域の範囲

秩父市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 自然的特性

秩父市は埼玉県西部に位置し、周囲を 1,000m～2,000m級の秩父山地に囲まれた秩父盆地の中心都市で、人口 59,645 人（平成 16 年 4 月 1 日現在）、その面積の約 70%が森林で占められています。

山と谷に囲まれた地形の盆地であるため、道路交通網の発達も遅れた陸の孤島状態であり、人の移動（通勤）にも時間を要する状況です。また、周辺は町村部のみで都市はなく、近隣の都市の市街地までは電車、自動車等で 1 時間以上を要するとともに、その周辺都市の方が都心に近いため、周辺部からの秩父市への労働力の流入可能性という点で、県内他地域に比べ、非常に不利な状況にあります。

(2) 経済的特性

産業の集積が薄く、企業の求人の少ない秩父地域は埼玉県内で唯一の過疎地域であり、その中心である秩父市も年々人口が減少している状況です。

また一方で、核家族化により世帯数が年々増加傾向にあります。このような世帯において共働き夫婦が子育てを行う場合、市が福祉対策として行う保育施策の充実は少子化傾向を打開する重要なキーポイントであると考えます。

(3) 保育施策の現状と課題

近年日本における少子化が問題として取沙汰されるなか、秩父市においても少子化は年々進行しており、まさに深刻な状況であります。1985 年（昭和 60 年）の合計特殊出生率 1.86 が年々下降し、2002 年（平成 14 年）には 1.43 と、人口を維持するのに必要な 2.08 を大きく下回っています。

少子化の原因として、結婚や出産に対する社会的リスクと家事や子育ての負担感があげられるならば、社会的リスクと家事や子育ての負担感を緩和、除去し、家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会にしなければなりません。

現在秩父市には7か所の公立保育所と5か所の民間保育園があり、7か所の公立保育所で0歳から5歳までの児童約480人を保育しています。平成16年度より保護者の経済的負担を軽減するため、保育所に3人以上入所している世帯の保育料減免を実施し、また保護者の長時間保育のニーズに対応するため、現在建設中の（仮称）花の木保育所で延長保育を実施し、誰もが安心して子育てができる環境づくりを推進しています。

公立保育所の保育職員数は、全体で108人、その内正職員は半数以下の52人、パート職員が41人、臨時的任用職員が15人という状況です。人件費抑制政策のもと保育所における臨時的任用職員の数は年々増加傾向にあり、市保育政策に大きく関与しその一躍を担っています。しかし、埼玉県内で唯一の過疎地域ということもあり、新しい臨時職員の確保が非常に難しく、またせっかく保育士資格を有する人材を確保できても最長で1年間しか任用できないため慢性的な人材不足の問題を抱えています。保育所における職員を安定的に供給できないことは保育の質の低下を招く恐れがあり、効率的な充実した保育を行う場合、まず保育職員の安定した確保は第一条件であると考えます。

たとえ、安定して保育職員が確保できたとしても、実際の保育の現場において短時間パートを組み合わせて保育をすることは、子どもから見れば1日に何人もの保育士が入れ替わり立ち代り保育をすることになります。また、ようやく仕事にも慣れ保護者との信頼関係ができた頃に任用期間が終了してしまうことは、優秀な人材の育成という観点からも、保護者が安心して子どもを預けられる保育所づくりという観点からも大いに問題があります。

5 構造改革特別区域計画の意義

秩父市では、年々核家族化が進展し、今まで祖父母が孫の面倒を見ていたものが困難になっている状況や、共働き家庭の増加により、保育に欠ける児童が年々増加しています。市立保育所への入所児童数は平成10年4月には362人であったものが、平成15年4月には451人へと増加しています。このように、近年の少子化傾向とは逆に保育士のニーズは上昇しているのが現状です。

しかし、前述のとおり過疎傾向という地域性から保育士の臨時的任用職員の確保が非常に困難であり、保育施策への多様化するニーズに柔軟かつ迅速に対応することができません。

任用期間を延長することにより臨時的任用職員の保育士採用が容易となり、保育所職員全員が保育士として知識、経験を身に付けることで、より安全な保育サービスを住民に提供することができます。これにより、住民の多様化するニーズに対応することが可能になり、共働き家庭などでも安心して子どもを預ける環境づくりをし、子育てに対する負担の軽減、解消を図ることができ、更には男女共同参画社会を進める本市にとって、女性の社会参画を促すことにつながります。

6 構造改革特別区域計画の目標

保育士資格を持った臨時的任用職員を安定的に配置することにより、少子化対策の一端を担う保育施策を更に充実させ、多様な住民ニーズへのきめ細やかな対応、行政コストの縮減を目指します。

そのために、秩父市では「いつでも 誰もが 安心して子育てのできる 助けあい 温もりの まちづくり」を基本理念とし、秩父市子育て支援総合計画の更なる充実を目指し、具体的に次の事項を目標とします。

保育士資格または保育士経験を有する臨時的任用職員の配置により、保育内容の充実を図るとともに、長期間の任用が行えた場合には、保育士としての経験を積むことによる人材の育成をする。

既に構造改革特別区域として認定済みの3歳未満児の幼稚園入園事業と新設保育所における低年齢児保育ニーズへの対応との組み合わせにより、保育所の待機児童についてこれまで以上の対応を可能とする。

核家族の共働き家庭などでも安心して子どもを預ける環境をつくることにより、子育てに対する不安・負担の軽減、解消を図り男女共同参画社会を進める。

臨時的任用職員を配置することにより、行政コストの縮減を行い、より効率的な保育施策の運営を行う。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域の認定により、臨時的任用職員の確保が容易になり、保育士として働きたい若者の就業支援になります。また、平成16年より配偶者特別控除が廃止（一部）されることにより、今まで「男性の扶養の範囲」という規制があった女性の就業形態に、新たな方向性が見えました。これにより更なる多様化を見せるであろう保育ニーズに、柔軟に対応できる体制づくりが可能となり、女性の就業支援になります。

また、保育施策や保育内容が充実することにより、核家族の共働き家庭等の若年層に対し安心して子どもを預けられる環境を提供でき、若年層の定住化、少子化対策の推進を図ることが可能となります。さらには、子どもを安心して預けられることにより、保護者の育児負担の軽減が図られ、女性の社会参加やボランティア活動等が活発となり、男女共同参画社会の実現に向け、効果が期待できます。

同じように、質の高い保育サービスが提供できることにより、保護者の育児負担軽減が図られ、心に「ゆとり」をもつことにより児童虐待など絶対に起こらないような社会の実現を目指します。また、保護者が心に「ゆとり」を持つことで、子どもへの家庭教育もよい方向に進み、よい家庭環境で育った子どもたちが将来の秩父市を担うことにより「誰もが安心して 子育てのできる 助けあい 温もりの まちづくり」の更なる推進へとつながります。

その他の効果として、よい保育サービスを提供する側である保育職員の育児休業取得に対する効果があげられます。現在、秩父市では育児休業期間を最長3年まで取得することができます。この育休代替の臨時的任用職員を最長で3年間雇用できることにより、同じ保育士が子どもの保育に携わることができ、臨時的任用職員本人の保育士としての成長、子どもとの関係、保護者との関係という観点からも非常に有益であり、育児休業を取得しようとする職員も、安心して3年間の育児休業を取得することができます。

8 特定事業の名称

地方公務員の臨時的任用職員の任用期間の延長

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

秩父市では、子育て支援総合計画において市関係部局や社会福祉協議会、私立幼稚園等と連携しながら、次のような事業を推進しています。

- 1) 地域社会全体が子育てを支援する体制の整備として、 児童委員・主任児童委員による地域の子どもや子育て家庭に対する相談・支援活動の活性化を推進します。 子育てボランティア活動の促進は、保育の相互援助を目的とする会員組織の設置を推進します。 子育てサークルの育成と活動支援は、親子同士が相互に交流する中で、子どもの遊びや発達を促す子育てサークルの育成に努め、情報を提供する支援を行っています。
- 2) 子育て家庭に対するサービスの充実として、 地域子育て支援センターを設置し、子育て相談、情報や保護者相互の交流機会を提供するとともに、地域の子育て家庭との連携による各種事業の企画立案を行う等、子育て家庭支援の総合的拠点の設置・運営を行います。 保育所における地域交流事業は、身近な地域における仲間づくりの場を提供する事業を行っています。
- 3) 子育てに関する相談・情報提供体制の整備として、 子育てに関する総合的な相談窓口の設置は、福祉、保健、教育等の各部門と連携させ、効率的かつ専門的な相談体制の確立をします。 教育相談の充実は、不登校、いじめ等に関する教育相談の充実のため、さわやか相談員、ボランティア相談員の活動支援を行っています。
- 4) 子育て家庭に対する経済的支援等の充実として、 児童手当制度等の充実を行っています。 乳幼児医療費等の医療助成制度の充実を行っています。 保育所における保育料の軽減を行っています。 幼稚園就園奨励費補助事業の充実を行っています。 ひとり親家庭に対する支援の充実を行っています。
- 5) 多様なニーズに対応した保育サービスの提供として、 保育時間の延長や幼

稚園における預かり保育の促進を行っています。低年齢児保育の拡充や民間保育施設への支援の充実と連携の強化を行っています。学童保育の充実を行っています。

- 6) 男女共同参画による子育ての促進として、男女共同参画理念の普及・啓発は講演会やセミナー開催を行っています。性別役割分担意識の改善は、公民館等による社会教育の場において、家事及び育児に関する講座等の開催を行っています。
- 7) 幼児教育の充実として、保育所及び幼稚園等における教育の充実は、幼児の豊かな情操と思いやりの心を育む教育が行われるよう研修等を行っています。
- 8) 構造改革特区第3次認定申請において認定された、幼児が満2歳に達した場合、最初の年度当初から幼稚園に入園することができる「3歳未満児に係る幼稚園入園事業」を平成16年4月より実施しています。

(別 紙)

1 特定事業の名称

地方公務員に係る臨時的任用事業 (4 0 9)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

秩父市

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業主体

秩父市

(2) 事業が行われる区域

秩父市の全域

(3) 事業の実施時期

特別区域計画認定の日以後

(4) 事業の内容

秩父市が市内公立保育所において任用している臨時職員について、任用の期間の満了の際に、その職務の遂行に必要な資格要件を満たす者の確保が困難であるとき、採用の日から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができるようにするものです。

現在、秩父市では、市立保育所において15人の臨時的任用職員が勤務しております。平成16年4月および10月からの保育時間の延長に向けて新たな人員の確保、また現に任用している職員の任期満了のため、ハローワーク、パートサテライト、市の広報紙、職員の知人友人等への呼びかけ及び資格取得が可能な学校法人への照会等々を通じて、再三にわたり求人活動を行っているにもかかわらず、思うような反応、応募がなく、任用の期間の満了の際に現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であると見込まれるため任用期間の延長を図りたいとするものです。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 構造改革特別区域法第20条第1項各号に掲げる要件に該当すると判断した根拠

現在秩父市では、市立保育所において15人の臨時的任用職員が勤務していますが、秩父地域は産業の集積が薄く埼玉県内で唯一の過疎地域ということもあり、資格を有する人材を後任として確保することが困難な状況であり、任用の期間の満了の際に現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であると見込まれるため、任用期間の延長を図りたいとするものです。

当市は、「いつでも 誰もが 安心して子育てのできる 助けあい 温もりの まちづくり」を目指しているところであり、また、子育て支援の観点からも、とりわけ待機児童を発生させないよう最大限の配慮を行っているところです。しかしながら、市立保育所への入所児童数は年々増加の傾向にあります。

これは、秩父地域においても年々核家族化が進展し、いままで、祖父、祖母が子どもの面倒を見ていたものが困難になっている状況や女性の社会進出が一段と進んでいることにより、保育に欠ける児童が増加していることがあります。

子育てへの一層の支援を行うため、保育時間の延長を計画しており、通常の勤務時間の正規の職員だけでは対応しきれない現状もあるうえ、さらに障害のある児童の受け入れ要請の増加もあって、この場合は、児童一人につき一人の保育士が担当するなど、正規及び臨時的双方の保育士の需要は年々増加しています。

このような状況を踏まえ、ここ数年間の間に急速に秩父地域における人材の需給状況が改善される要素は見られないため、秩父市では構造改革特別区域法第20条第1号の要件に該当するものと判断したところであります。

(2) 構造改革特別区域法第20条第6項に基づく必要な措置の内容

ア 今回の特例に係る適正な定数管理及び職員数の公表

臨時的任用職員については、職員定数の規定適用除外されていることにかんがみ、特定事業の実施に当たっては、適正な運用の確保を図るとともに、臨時的任用の期間を延長して任用する職員の状況については、広報紙（市報ちちぶ）及びインターネット・秩父市ホームページに掲載して公表することとします。

イ 資格要件の制定

臨時的任用職員の延長に伴う臨時職員の任用を行おうとする任命権者は、採用しようとする職の適格者を得るための資格要件を定めることとします。

ウ 特例により臨時的任用された職員の分限に関する規定の制定

今回の臨時的任用職員の特例においては、任用期間が延長されることに伴い、身分保障の見地から、臨時的任用された職員の分限について条例で定めることができるとする地方公務員法第29条の2第2項の規定に基づき、分限に関する規定を本特例により臨時的任用された職員について通常の臨時的任用の期間を超えたときから適用可能なものとする条例の規定を定めることとします。